# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(物価高騰対応重点支援給付金・定額減税調整給付金)の給付事業に関する事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平生町は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(物価高騰対応重点支援給付金・定額減税調整給付金)の給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

### 評価実施機関名

山口県平生町長

### 公表日

令和6年8月30日

#### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	金)						
の給付事業に関する事務	金)						
デコロウムのサルスの人々なせば/人和にたいロック問業はウントムムファディタナジョック							
	デフレ完全脱却のための総合経済対策(令和5年11月2日閣議決定)にかかる低所得者支援及び定額 減税を補足する給付として、住民税均等割非課税世帯等に対する給付事務及び定額減税調整給付の 給付事務を行う。						
事務については、以下の要綱に基づき実施する。 ・ 令和6年度平生町物価高騰対応重点支援給付金給付事業実施要綱 ・ 令和6年度平生町物価高騰対応重点支援給付金(こども加算分)給付事業実施要綱 ・ 平生町定額減税調整給付金支給事務実施要綱	・令和6年度平生町物価高騰対応重点支援給付金給付事業実施要綱 ・令和6年度平生町物価高騰対応重点支援給付金(こども加算分)給付事業実施要綱						
事務の実施にあたり、住民登録地・住民税の課税状況、公金受取口座等の情報を含む特定個人情ファイルを取り扱う。	報						
③システムの名称 住民基本台帳システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、給付金支給台帳(エクルファイル)	セ						
2. 特定個人情報ファイル名							
給付金支給台帳ファイル							
3. 個人番号の利用							
<del>注会上の規拠</del> び別表の135の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定め						
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携							
(選択肢>         1)実施の有無       (2) 実施しない         3) 未定							
②法令上の根拠  【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づる用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表160の項【情報提供】提供なし	〔利						
5. 評価実施機関における担当部署							
<b>①部署</b>							
②所属長の役職名 町民福祉課長	町民福祉課長						
6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求							
請求先 総務課 山口県熊毛郡平生町大字平生町210-1 0820-56-7111	総務課 山口県熊毛郡平生町大字平生町210-1 0820-56-7111						
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ							
連絡先 町民福祉課 山口県熊毛郡平生町大字平生町210-1 0820-56-7113	町民福祉課 山口県熊毛郡平生町大字平生町210-1 0820-56-7113						

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	16年5月26日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	西書の種類		
[    基礎	項目評価	書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ重	直点項目評	価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く。)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転	ま(委託や	情報提供ネットワーク	クシステム	を通じた提供を除く。) [ 〇 ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[		]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[		]	く選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・3	肖去			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
8. 監査				
実施の有無	[0]	自己点検	[ ]	内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓	発			
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない